

平成19年第3回由利本荘市議会定例会(9月)会議録

平成19年9月6日(木曜日)

議事日程第1号

平成19年9月6日(木曜日)午前10時開会

第1. 会議録署名議員の指名

第2. 会期決定

第3. 提出議案の説明

認定第1号から認定第18号まで 18件

議案第126号から議案第149号まで 24件

第4. 議案第126号 由利本荘市名誉市民の選定について

第5. 議案第127号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

第6. 議案第128号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

第7. 議案第129号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

第8. 先決を要する提出議案に対する質疑

第9. 先決を要する提出議案委員会付託

第10. 委員長審査報告

第11. 議案第133号 由利本荘市道路線の廃止について

第12. 議案第134号 由利本荘市道路線の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

出席議員(29人)

1番 今野英元	2番 今野晃治	3番 佐々木勝二
4番 小杉良一	5番 田中昭子	6番 佐藤竹夫
7番 高橋和子	8番 渡部功	9番 佐々木慶治
10番 長沼久利	11番 大関嘉一	12番 本間明
13番 石川久	14番 高橋信雄	15番 村上文男
16番 佐藤賢一	17番 伊藤順男	18番 鈴木和夫
19番 齋藤作圓	20番 佐藤勇	21番 佐藤讓司
22番 小松義嗣	23番 佐藤俊和	25番 土田与七郎
26番 村上亨	27番 三浦秀雄	28番 齋藤栄一
29番 佐藤實	30番 井島市太郎	

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長 柳田弘 副市長 鷹照賢隆

副市長	村上隆司	監査委員	斉藤好三
教育長	佐々田亨三	企業管理者	佐々木秀綱
理事	佐々木永吉	総務部長	渡部聖一
企画調整部長	中嶋豪	市民環境部長	鷹島恵一
福祉保健部長	齋藤隆一	農林水産部長	小松秀穂
商工観光部長	藤原秀一	建設部長	猿田正好
消防長	中村晴二	総務部次長 兼総務課長兼職員課長	小松浩
財政課長	阿部太津夫	企画調整課長	大庭司

議会事務局職員出席者

局長	熊谷正次	長	石川隆夫
書記	鎌田直人	書記	遠藤正人
書記	阿部徹	書記	石郷岡孝

午前 9時58分 開 会

議長（井島市太郎君） ただいまより、平成19年8月28日告示招集されました、平成19年第3回由利本荘市議会定例会を開会いたします。

出席議員は29名であります。出席議員は定数に達しております。

この際、ご報告申し上げます。地方自治法第121条の規定により、提出議案の説明のため、市長並びに監査委員の出席を求めています。

また、会期中、議案関係職員の出席を求める場合もあります。

なお、議長報告は、お手元に配付いたしておりますので、ご参照をお願い申し上げます。

さて、今議会に、ただいままで提出されました案件は、認定第1号から認定第18号までの18件、議案第126号から議案第149号までの24件、陳情第5号から陳情第9号までの5件であります。

なお、会期中に追加議案の提出が予定されております。

諸般の報告は朗読を省略いたします。

議長（井島市太郎君） これより本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

議長（井島市太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、5番田中昭子さん、6番佐藤竹夫君を指名いたします。

議長（井島市太郎君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員会において、本日から9月27日までの22日間と定めましたが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月27日までの22日間と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第3、提出議案の説明を行います。

この際、認定第1号から認定第18号までの18件、議案第126号から議案第149号までの24件を一括上程し、市長の説明を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 今市議会定例会におきましては、平成18年度一般会計、特別会計及び企業会計の決算認定、並びに平成19年度各会計の補正予算を中心に諸議案のご審議をお願いするものでありますが、提出議案の説明に先立ちまして諸般の報告を申し上げます。

初めに、このたびの集中豪雨についてであります。

先月20日、午前8時ころから降り始めた雨が3日間にわたり断続的に降り続け、市内各地域に大きな被害をもたらしました。

この3日間の総雨量は、本荘で119ミリメートル、矢島150ミリメートル、東由利191ミリメートル、笹子104ミリメートルとなっており、地域によっては平年の8月の総降水量に近い雨量となっております。

市では、20日午前8時40分、秋田地方気象台より本荘由利地域に大雨洪水警報が発令されたことに伴い、警戒を強め情報収集などに努めておりましたが、由利地域や本荘地域の石沢地区などから被害情報が入り、さらに被害が拡大するおそれがあったため、午前10時に鷹照副市長を本部長とする災害対策本部を設置しました。

これまでにまとめた被害の状況につきましては、避難指示が1カ所、避難勧告が3カ所、住宅の床上浸水2件、床下浸水27件、非住家の浸水41件、農作物関係では、農地の冠水や浸水被害が約296ヘクタール、農業用施設の崩落などの被害が151カ所、林道や作業道などの林業施設被害が41カ所、河川の河岸決壊など39カ所、道路ののり面や路肩の崩落などの被害が111カ所となっております。そのほか、河川敷の公園などの冠水被害なども数カ所が確認されております。

8月24日には、今後、被害の拡大はないものと判断し、午後5時に災害対策本部を解散し、詳細な被害状況の把握に万全を期することとしております。

この間、私は日口沿岸市長会議に出席のためロシアに出張中でありましたが、その状況について逐次報告を受け、その対応について万全を尽くすよう指示をいたし、職員一同その対応に全力で当たっていただきました。帰朝後の25日に被災状況など詳細について報告を受けるとともに、翌26日、日曜日ではありましたが、被害の大きかった各地域の現場を回り、状況を確認するとともに被災された方々にお見舞いを申し上げたところであります。

次に、8月27日の大雨についてであります。午前3時12分、秋田地方気象台より本荘由利地域に大雨洪水警報が発令され、市では午前4時に市民環境部長を室長とする災害警戒対策室を設置し、被害地域のパトロールや住民からの被害情報などの連絡を受け体制を整備したところであります。

被害状況については、避難準備情報が矢島地域で1カ所、本荘地域で1カ所、住宅の

床上浸水4件、床下浸水54件、非住家の浸水35件、農作物関係では、農地の冠水や浸水被害等が約167ヘクタール、農地農業用施設の崩落などの被害が69カ所、林道や作業道などの林業施設被害が58カ所、道路ののり面や路肩の崩落などの被害が80カ所となっており、そのほかにも鳥海山ろく線が始発から終日不通になるなどの被害が報告されております。

その後、天候の回復とともに、これ以上の被害は発生しないとの見込みから、災害警戒対策室は8月28日、午後2時に解散しております。

なお、これら2度の豪雨による被害額については、これまでのところ、およそ7億9,500万円と県には報告しておりますが、今後さらにふえていくものと見込まれております。

このたびの豪雨災害においては、改めて自然の猛威を知らされるとともに、本市の広大さを認識させられたものであります。今後ともこれを教訓とし、災害時には万全の態勢で対応できますよう防災体系の再点検をし、安心・安全のまちづくりに努めてまいり所存であります。

なお、被災された方々には心からお見舞い申し上げますとともに、その復旧について市としての対応策を検討し、住民の皆さんの相談に応じてまいりたいと存じます。

また、31日には、これら災害の状況を国土交通省秋田河川国道事務所に、県には県知事初め関係部局に報告するとともに、関係部長や由利地域振興局、また、県議会には議長、副議長及び地元選出県議会議員に対し、復旧対策支援について要望活動を行っております。

次に、8月31日に発生した本荘大橋の鋼材破断による通行どめについてであります。

同日午後8時の通行どめの連絡を受け、市では職員を招集し、迂回ルートのパトロールや誘導看板の設置を行いました。

翌1日には、午後2時に本荘地域中心部交通混雑に係る関係部局の連絡会議を開催し、状況の把握と対策の検討を行い、2日には、週明けの通勤・通学時における歩行者の安全確保のため、関係町内への協力依頼と交通指導隊員の配置、市職員による街頭指導を行うこととしたほか、混雑緩和のため職員のマイカー通勤の自粛等を職員に要請をいたしました。

こうした中、応急措置により2日には東側歩道の通行禁止が解除、3日早朝からは普通車両の片側交互通行が可能となりました。

3日には、これら安全対策の実施と主要交差点における混雑状況調査を行いました。午前6時から開始した本荘大橋の片側交互通行により、心配していた交通の混乱や事故の発生もなく、ひとまず安心したところであります。

さらに4日深夜の本格復旧工事により、昨日早朝より全面通行可能となったところであります。市民の皆様のご協力に対し感謝申し上げます。

次に、工事の入札に関してであります。鳥海地域の農道改良工事入札に係る談合情報が寄せられたことから、指名業者の聞き取り調査及び入札時に提出された見積書等の内容審査を実施した結果、事実関係は認められなかったものの関係資料等を県警本部に提出しており、今後、発注後に疑義が生じた場合、工事に影響を及ぼすことから、この入札については無効とし、前回の指名業者を除く県内のA級格付業者を対象に一般競争

入札を行うこととしたものであります。

次に、日ロ沿岸市長会議についてであります。

8月17日から24日にかけて、ロシア連邦アムール州ブラゴベシチェンスク市で第21回日ロ沿岸市長会議が開催され、日本側代表の副団長として出席してまいりました。

会議では、日ロ間の未解決問題を解決し、平和条約を締結しようとする両国指導者等の努力を支持するとともに、ことし6月の日ロ首脳会談で日本側が提案した極東・東シベリア地域開発での協力強化の構想を歓迎し、さらには観光分野の交流促進や環境問題での情報交換などについての共同コミュニケに署名してまいりました。

日本海をはさんだロシアの各都市との連携により、日ロ両国の友好交流の促進について日ロ沿岸市長会議の資するところが多大なものであると認識しておりますので、今後ともこの会議の一員としてその役割を担ってまいります。

また、先般、友好交流都市である中華人民共和国無錫市長より、10月28日から31日まで4日間の日程で開催される国際友好都市交流大会へ参加招待状が届きましたので、村上副市長を派遣することにしております。

次に、日本海沿岸東北自動車道についてであります。

地域住民悲願の日沿道仁賀保 岩城間の開通まで、いよいよ10日余りとなってまいりました。

開通となります区間は無料区間ということもあり、市民にとっては身近な高速道路と期待しているところでありますが、17日の開通式には国会議員や国土交通省初め多くの関係者が出席する予定であり、同盟会といたしましても盛大に祝賀の意を表してまいります。

これに先立ちまして、予定しておりましたウォーキング大会が、本荘大橋破断事故によって交通渋滞が懸念されることから中止したい旨、国土交通省秋田河川国道事務所より連絡があり、残念ながら急遽中止に至ったもので、楽しみにしておられました方々に申しわけなく存じております。

今回の本荘大橋の全面通行禁止により生じた混乱のような事態を回避するためにも、一刻も早い高速道路の供用開始を期待いたしております。

次に、講演会の開催についてであります。

来る10月4日には石油資源開発株式会社代表取締役社長棚橋祐治氏が、また、12日には東京証券取引所代表執行役社長斉藤惇氏が、それぞれ記念植樹のため本市を訪問される予定となっております。せっかくの機会でありますので、市といたしましては両氏からご講演をいただき、市民の勉学の機会を創出してまいりますので、議員初め多くの市民にご参加をお願いいたします。

次に、TDK-MCC株式会社の本荘工場建設については、8月8日に地鎮祭が行われ、建設工事に着手しております。

現在は、くい打ち作業を行っており、その後に製造棟等の建設に取りかかり、来年3月の竣工を目指しております。

また、地域における新たな産業として期待しております航空機産業への積極的な参入を目的として、本市内の3社を含む7社でコンソーシアムを立ち上げ、事業を展開中ではありますが、このコンソーシアムにおいて取引先でありますボーイング社工場等のアメ

リカ航空機産業関連施設の視察研修を10月に実施することとなり、このたび市に対して同行の要請がありましたので、地場産業育成の立場から幹部職員を派遣することとしております。

次に、水稻の生育状況についてであります。田植え期以降おおむね好天に恵まれ順調に推移し、病害虫の発生も少なかったことから、作柄概況も、やや良が見込まれております。

また、先般の集中豪雨により冠水等の被害を受けた圃場においては、薬剤防除など肥培管理の徹底を呼びかけたところであります。

次に、夏の観光イベントについてであります。

7月から8月にかけて各地域それぞれにおいて盛大に開催され多くの市民の皆様楽しんでいただいたところであり、開催にご尽力いただきました観光協会を初め各団体や関係各位に深く感謝の意を表する次第であります。

次に、第62回国民体育大会・秋田わか杉国体の開催まで残すところ23日となりました。

9月29日には、県立中央公園県営陸上競技場で県内初め全国から多くの選手・役員が参加して開会式が開催されます。

式典では、天皇・皇后両陛下のご臨席のもと、「秋田の大地に 夢・感動」をテーマに、各県選手団の入場行進の後、数々の趣向を凝らした演出やパフォーマンスが行われ、盛り上がり期待されているところであります。

9月27日には、開会式に先立ち在南米秋田県人会訪問団の知事招宴に私も案内を受けておりますので、歓迎のため出席を予定いたしております。

また、28日には、本市出身関係者の歓迎会をふるさととする由利本荘市内で開催したいと思っております。

開会式が終わりますと、本市では9月30日から7競技が10会場で順次開催されることとなります。さらに、本大会終了後の10月13日からは、第7回全国障害者スポーツ大会・ソフトボール競技が開催されます。

本市開催の競技会への参加者に対しては、市内の団体、グループから手づくりの土産品が寄贈されることとなりました。

さらには、市工芸組合から本市PRに少しでも役立てていただきたいということで、大きなごてんまりをいただきました。市では、これを本市開催競技で優勝された県に贈ることにしております。

こうした市民の方々の自発的な心温まる活動に感謝申し上げます。

また、本大会に先立ち、9月2日にはデモンストレーションとして、パークゴルフ競技とインディアカ競技が東由利地域と由利地域でそれぞれ開催され、合わせて約800名が参加いたしました。

2競技とも県内からの参加者ではありましたが、熱戦が繰り広げられ、大きな友好の輪が広がり、盛り上がりを見せていただきました。

また、国体の大きなイベントである大会旗・炬火リレーが、本市においては9月8日から9日にかけて行われます。

本荘由利地域の炬火は9月2日に、にかほ市で採火され、9月8日、市役所庁舎前において引き継ぎを受け、市内8地域をリレーすることになっており、市民の皆さんには

沿道での声援を送っていただきたいものと考えております。

炬火は、その後、開会式で他地域の炬火と一つにまとめ、炬火台から選手の活躍を見守ることになります。

議員の皆さんには、国体の開催について今後ともご協力ご支援くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、提出議案の説明を申し上げます。

このたび第3回市議会定例会に提出しました案件は、決算認定18件、人事案件4件、条例関係3件、補正予算12件、その他5件の計42件であります。

初めに、認定第1号から認定第18号までは、平成18年度の各会計の歳入歳出決算認定についてであり、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を得ようとするものでありますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第126号由利本荘市名誉市民の選定についてであります。これは科学技術の分野で飛躍的な成果を上げ、世界の医療に多大な貢献をされた東由利地域出身の遠藤章氏の功績をたたえ、名誉市民として顕彰するに当たって、由利本荘市名誉市民条例の規定に基づき、議会の同意を得ようとするものであります。

次に、議案第127号から議案第129号までの3件は、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。

これは、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期満了に伴い、打矢好子氏、佐々木久尚氏及び佐藤孝藏氏をそれぞれ再任候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第130号由利本荘市コミュニティバス等運行事業条例の制定についてであります。これはバス路線の廃止により交通空白地域となった鳥海地域の住民の交通手段を確保するため、代替輸送の試験運行を行うに当たり、条例を整備しようとするものであります。

次に、議案第131号政治倫理の確立のための由利本荘市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律の一部改正に伴い、条文の整備を行おうとするものであります。

次に、議案第132号由利本荘市農村公園条例の一部を改正する条例案についてであります。これは県立大学前農村公園の整備が完了することに伴い、施設名称を別表に追加するとともに、同公園の占用使用に係る使用料について規定しようとするものであります。

次に、議案第133号由利本荘市道路線の廃止について及び議案第134号由利本荘市道路線の認定についてであります。これは日本海沿岸東北自動車道の整備に係るインターチェンジ及び関連市道などの路線見直しに伴い8路線を廃止し、新たに20路線を認定しようとするものであります。

なお、これら2件の議案については、日本海沿岸東北自動車道仁賀保 岩城間が供用開始となる9月17日にあわせて廃止及び認定を行う必要があることから、本日議決をお

願いするものであります。

次に、議案第135号道川地区地域水産物供給基盤整備第15902号工事請負変更契約の締結についてであります。これは5月市議会臨時会において工事請負契約を議決いただきました岩城地域道川漁港の北防波堤の整備工事について、消波ブロックの製作を追加するなど工事内容の一部を変更することに伴う変更契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第136号物品（小型動力ポンプ付水槽車）購入契約の締結についてであります。これは本荘消防署に配備する小型動力ポンプ付水槽車を猿田興業株式会社と購入契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第137号由利本荘市の公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは休養宿泊施設鳥海荘の指定管理者について、識見を有する外部委員を含む指定管理者選定委員会の審議を経て、指定管理者として、あかつき観光サービス株式会社を指定するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、各会計の補正予算についてであります。

初めに、議案第138号平成19年度由利本荘市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

その主な内容としましては、全般において各施設の補修費、光熱水費等の維持管理費や各事業の確定見込みに伴う精査をしようとするものであります。

総務費においては、基幹系及び内部情報系業務システム管理費の減額と、情報センター特別会計への繰出金の増額や、秋に予定しております工芸家宗香氏の講演会開催に要する経費を追加するものであります。

民生費では、国民健康保険特別会計への繰出金の増額や、障害者自立支援法施行に伴うシステム改修に要する経費を追加しようとするものであります。

衛生費では、仁賀保斎場利用者負担金を平成18年度利用者実績により減額するほか、リサイクルセンターの平成18年度負担金の精査による還付金の追加、さらには簡易水道事業特別会計前年度繰越金の確定に伴い、繰出金を減額しようとするものであります。

労働費では、本荘勤労青少年ホームの屋根の雨漏りが著しいことから、修繕経費を措置しようとするものであります。

農林水産業費は、西部地区カントリーエレベーター増設事業に対する補助金のほか、集落排水事業特別会計前年度繰越金の確定による繰出金の減額や、民有林造林促進事業のかさ上げ補助金の追加、さらには林道改良事業の精査に伴う減額をしようとするのが主なものであります。

商工費では、鳥海山ろく線の平成18年度経常損失額の確定による運営費補助金の措置と土谷工業団地排水路新設改良工事費を追加するほか、事業の見送りに伴うスキー場運営特別会計への繰出金を減額しようとするものであります。

土木費では、除雪機械購入事業費の確定による減額のほか、本荘市街地地区まちづくり交付金事業に係る由利本荘市土地開発公社からの買い戻しに要する経費の追加や、公共下水道事業特別会計前年度繰越金の確定により、繰出金を減額しようとするものであります。

教育費については、学校施設の修繕整備が合併特例債の対象外となったことから、そ

の経費を減額するほか、小中学校児童生徒の東北大会及び全国大会に出場するための派遣費補助金や、秋田わか杉国体開催に要する職員手当などを措置しようとするものであります。

災害復旧費では、大内地域の単独災害復旧に要する経費を追加しようとするものであります。

諸支出金は、由利本荘警察署拡張用地について、由利本荘市土地開発公社から買い戻す経費を追加しようとするものであります。

これらの財源といたしましては、去る8月1日に決定しました普通交付税や財産収入などをみているもので、基金繰入金で財源調整し、一般会計補正額は7,269万7,000円となり、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ532億3,001万9,000円にしようとするものであります。

続いて、議案第139号から議案第149号までの11件は、各特別会計及び水道・ガス事業会計の補正予算であります。

議案第139号国民健康保険特別会計では、老人保健医療費拠出金の確定に伴う減額が主なもので、補正後の歳入歳出予算総額を94億2,268万7,000円にしようとするものであります。

議案第140号情報センター特別会計では、職員手当等の増額によるもので、補正後の歳入歳出予算総額を3億1,235万7,000円にしようとするものであります。

議案第141号地域情報化事業特別会計では、施設の修繕に要する経費の増額が主なもので、補正後の歳入歳出予算総額を1億953万4,000円にしようとするものであります。

議案第142号介護サービス事業特別会計については、鳥寿苑の施設修繕に要する経費の増額などで、補正後の歳入歳出予算総額を7億9,616万6,000円にしようとするものであります。

議案第143号下水道事業特別会計では、前年度繰越金の措置と市債の増額による一般会計繰入金の減額及び処理施設維持管理費や公共下水道事業の増額が主なものであり、補正後の歳入歳出予算総額を31億8,720万6,000円にしようとするものであります。

議案第144号集落排水事業特別会計では、前年度繰越金の措置による一般会計繰入金の減額と処理施設維持費の増額が主なもので、補正後の歳入歳出予算総額を23億485万1,000円にしようとするものであります。

議案第145号簡易水道事業特別会計については、前年度繰越金の措置による一般会計繰入金の減額と各施設管理費の増額や、大内第二簡易水道整備事業における県営大内ダム建設費の確定見込みによる減額が主なもので、補正後の歳入歳出予算総額を15億5,888万9,000円にしようとするものであります。

議案第146号スキー場運営特別会計では、鳥海高原矢島スキー場のスキーハウスの建てかえを予定しておりましたが、県との協議の中で建設計画の一部について過疎債の適用が難しいとの指摘を受けたことから、整備内容と今後の管理も含めて再検討が必要であり、今年度の事業実施を見送ることとし、その事業費を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を1億1,498万4,000円にしようとするものであります。

議案第147号小友財産区特別会計では、財産維持費などの増額により、補正後の歳入歳出予算総額を270万2,000円にしようとするものであります。

議案第148号水道事業会計補正予算では、資本的収入において企業債等2億4,565万円を減額し、補正後の収入総額を23億8,501万3,000円にしようとするものであります。

一方、収益的支出において、修繕費等366万5,000円を増額し、また、資本的支出において工事請負費等2億766万5,000円を減額し、補正後の支出総額を31億2,546万円にしようとするものであります。

議案第149号ガス事業会計補正予算では、資本的収入において旧ガス事業所の売却代金1,000円を存置分として措置し、補正後の収入総額を15億9,407万6,000円にしようとするものであります。

一方、収益的支出において賃借料等38万2,000円を増額、また、資本的支出において固定資産購入費462万円を増額し、補正後の支出総額を17億9,027万8,000円にしようとするものであります。

以上が第3回市議会定例会に提出しました議案の概要でありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） これにて提出議案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議案第126号から議案第129号までの4件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第126号から議案第129号までの4件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議案第126号から議案第129号までの4件については、質疑、討論を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第126号から議案第129号までの4件については、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第4、議案第126号由利本荘市名誉市民の選定についてを議題といたします。

本案は、直ちに採決いたします。本案については、原案に同意することに決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案に同意することに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第5、議案第127号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、直ちに採決いたします。本案については、異議ないものと決定したいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって本案は、異議ないものと決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第6、議案第128号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、直ちに採決いたします。本案については、異議ないものと決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって本案は、異議ないものと決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第7、議案第129号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、直ちに採決いたします。本案については、異議ないものと決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって本案は、異議ないものと決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第8、これより先決を要する提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日提出されました議案のうち、先決を要する議案第133号及び議案第134号の2件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局まで提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時41分 休 憩

午前10時42分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいままでのところ、発言の通告がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

議長（井島市太郎君） 日程第9、先決を要する提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、建設常任委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時43分 休 憩

午前11時44分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（井島市太郎君） この際、議案第133号由利本荘市道路線の廃止について及び議案第134号由利本荘市道路線の認定についての2件を一括上程し、日程第10により建設常任委員会の審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。21番佐藤譲司君。

【建設常任委員長（佐藤譲司君）登壇】

建設常任委員長（佐藤譲司君） 建設常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

本日、先決を要する議案として当常任委員会に審査付託になりました案件は、議案第133号由利本荘市道路線の廃止について及び議案第134号由利本荘市道路線の認定についての2件であります。

この案件内容につきましては、日本海沿岸東北自動車道に係るインターチェンジ及び関連する市道の路線見直しに伴い、路線を廃止し、また、新たに認定するものであります。今月17日の供用開始にあわせるため、本日先決を要する議案となったものであります。

関連がありますので2件を一括してご報告申し上げます。

松ヶ崎地区において、松ヶ崎亀田インターチェンジ整備に伴い、新たに松ヶ崎亀田IC1号線から4号線の4路線を認定し、また、路線見直しにより、松ヶ崎17号線及び18号線を廃止し、新たに認定するものであり、さらに新たに神沢21号線を認定し、また、路線見直しにより、神沢13号線を廃止し、新たに認定するものであります。

北内越及び南内越地区において、新たに内越畑谷線、漆畑西9号線及び谷地21号線を認定するものであります。

小友地区において、本荘インターチェンジの整備に伴い、二十六木19号線、20号線及び三条二十六木線を廃止し、新たに二十六木19号線、22号線、23号線、三条22号線、23号線を認定するものであります。

子吉地区において、新たに葛法57号線及び58号線を認定するほか、路線見直しにより、船岡61号線及び63号線を廃止し、新たに認定するものであります。

以上、ご報告いたしました8路線を廃止し、20路線を認定する2件の案件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で建設常任委員会の審査報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 以上で建設常任委員長の審査報告を終了します。

議長（井島市太郎君） 日程第11、議案第133号由利本荘市道路線の廃止についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第133号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第12、議案第134号由利本荘市道路線の認定についてを議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第134号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明9月7日は議案調査のため休会、8日、9日は休日のため休会、10日午前9時30分より本会議を再開し、一般質問を行います。

なお、提出議案に対する質疑の通告は、9月10日午後1時まで議会事務局へ提出していただきます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時50分 散 会

